

報告第 2 7 号

健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率等を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和 6 年 1 0 月 1 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

健全化判断比率等について（令和 5 年度決算）

1. 健全化判断比率

健全化判断比率	本市 数値	早期健全 化基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	—	11.51%	20.00%	一般会計等が黒字か赤字を判断する指標（一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率）
連結実質赤字比率	—	16.51%	30.00%	一般会計だけでなく、国民健康保険や水道、下水道事業などすべての特別会計等を対象として、赤字を判断する指標（全会計の赤字の標準財政規模に対する比率）
実質公債費比率	△1.0%	25.0%	35.0%	市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標（一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
将来負担比率	—	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。



6 宇監査第 115 号

令和 6 年 9 月 24 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市監査委員

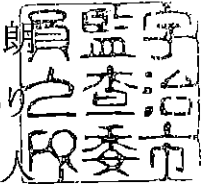
池 上 哲 朗

同

松 岡 ゆかり

同

堀 明 人



令和 5 年度宇治市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見の提出について

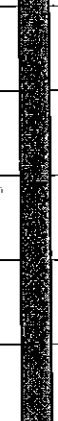
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 5 年度宇治市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基
礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出する。

令和5年度宇治市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(健全化判断比率及び資金不足比率の対象)

区 分		会 計 名	実質赤字率 比	連結実質赤字率 比	実質公債費率 比	将来負担率 比	資金不足率 比
宇治市	一般会計等	一般会計					
		墓地公園事業特別会計					
	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業会計 法適用	水道事業会計					
		公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合 (城南衛生管理組合、京都地方税機構等)							
地方公社・第三セクター等 (宇治市土地開発公社、宇治廃棄物処理公社)							

第2 審査の期間

令和6年7月30日から同年9月24日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付を受けた健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法律等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを検証し、必要に応じて関係書類の照査や、関係職員の説明を求めて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法律等の趣旨に沿って適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準に該当していないことを確認した。

資金不足比率は、いずれの会計においても、経営健全化基準に該当していないことを確認した。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
5 年度	—	—	△1.0	—
(早期健全化基準)	(11.51)	(16.51)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	
4 年度	—	—	△0.4	—
(早期健全化基準)	(11.53)	(16.53)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	
3 年度	—	—	0.0	—
(早期健全化基準)	(11.51)	(16.51)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

(2) 健全化判断比率の分析

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及び墓地公園事業特別会計）において、単年度の収支状況を示す指標であるが、一般会計等の実質収支額は黒字となっており、前年度に引き続き該当がない。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計）において、単年度の収支状況を示す指標であるが、全会計の連結実質収支額は黒字となっており、前年度に引き続き該当がない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率（指数の3年度間の平均）は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合・広域連合（城南衛生管理組合、淀川・木津川水防事務組合、京都府自治会館管理組合、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合、京都府後期高齢者医療広域連合及び京都地方税機構）において、借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを財政規模に対する割合で示したものである。

3年度間の平均で算定した実質公債費比率は、前年度より0.6ポイント低下（好転）し△1.0%となっており、早期健全化基準未満であることを確認した。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等（宇治市土地開発公社及び宇治廃棄物処理公社）において、借入金（地方債）等現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で示したものである。

充当可能財源等が将来負担額を上回るため、前年度に引き続き該当がない。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：％)

区 分	水道事業会計	公共下水道事業会計
5年度	—	—
4年度	—	—
3年度	—	—
(経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)

(2) 資金不足比率の分析

資金不足比率は、会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の割合を示す指標であるが、対象となつたいずれの会計においても資金の不足額がないため、前年度に引き続き該当がない。

第6 審査意見

令和5年度における健全化判断比率は、いずれも該当がないが、早期健全化基準を下回っている。引き続き、財政の健全化に努められたい。

資金不足比率についても、対象となつたいずれの会計においても該当がない。引き続き、経営の健全化に努められたい。